

2019年5月20日

各位

会社名 国際石油開発帝石株式会社
 代表者名 代表取締役社長 上田 隆之
 (コード番号 1605 東証第一部)
 問合せ先 広報・IR エグジティブ・マネージャー 細野 宗宏
 電話番号 03-5572-0233

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を踏まえ、公告閲覧の利便性向上のため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社および連結子会社の決算期を12月に統一することで、当社グループとして決算・管理体制の効率化・強化を図るとともに、さらなる経営情報の適時かつ正確な開示を行い、経営の透明性を高めるため、現行定款第13条（基準日）、第25条（招集）、第51条（事業年度）、第52条（剰余金の配当）、および第53条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第14期事業年度は2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 石油、天然ガス、 <u>その他の鉱物資源</u> の調査、探鉱、開発および生産 (新設)	① 石油、天然ガスその他の鉱物資源の調査、探鉱、開発および生産
② <u>石油、天然ガス、その他の鉱物資源およびそれ等の副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売および輸送</u>	② <u>地熱、風力、太陽光その他のエネルギー資源の調査、開発および生産</u>
③ 電気、熱(蒸気、温水、冷水等) および	③ <u>前二号に定める資源およびそれらの副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売および輸送</u>
	④ 電気、熱(蒸気、温水、冷水等) および

現 行 定 款	変 更 案
<p>水（飲料水、工業用水等）の供給</p> <p>④ さく井工事その他建設工事の請負</p> <p>⑤ 産業廃棄物の収集および運搬</p> <p>⑥ 前各号の事業に関する設備、機械、器具および資材の製造、売買および賃貸借（新設）</p> <p>⑦ 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>⑧ 警備の請負</p> <p>⑨ 損害保険の代理および生命保険の募集（新設）</p> <p>⑩ 貨物の保管および荷役、自動車運送および自動車リース</p> <p>⑪ <u>第1号および第2号</u>に関連するコンサルティング</p> <p>⑫ 前各号の事業およびそれらに関連する事業に関する投資、融資および債務の保証</p> <p>⑬ 前各号に付帯関連する事業</p>	<p>水（飲料水、工業用水等）の供給</p> <p>⑤ さく井工事その他建設工事の請負</p> <p>⑥ 産業廃棄物の収集、<u>運搬および処理</u></p> <p>⑦ 前各号の事業に関する設備、機械、器具および資材の製造、売買および賃貸借</p> <p>⑧ <u>温室効果ガス排出権の取引</u></p> <p>⑨ 不動産の売買、賃貸借、<u>仲介</u>および管理</p> <p>⑩ 警備の請負</p> <p>⑪ 損害保険の代理および生命保険の募集</p> <p>⑫ <u>労働者派遣事業</u></p> <p>⑬ 貨物の保管および荷役、自動車運送および自動車リース</p> <p>⑭ <u>前各号の事業に関連する技術開発、調査、研究およびコンサルティング</u></p> <p>⑮ 前各号の事業およびそれらに関連する事業に関する投資、融資および債務の保証</p> <p>⑯ 前各号に付帯関連する事業</p>
<p>第3条～第4条 （条文省略）</p>	<p>第3条～第4条 （現行どおり）</p>
<p>（公告方法）</p> <p>第5条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p>	<p>（公告方法）</p> <p>第5条 当会社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条～第12条 （条文省略）</p>	<p>第6条～第12条 （現行どおり）</p>
<p>（基準日）</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第2項～第3項 （条文省略）</p>	<p>（基準日）</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第2項～第3項 （現行どおり）</p>
<p>第3章 甲種類株式</p>	<p>第3章 甲種類株式</p>
<p>第14条～第24条 （条文省略）</p>	<p>第14条～第24条 （現行どおり）</p>
<p>第4章 株主総会</p>	<p>第4章 株主総会</p>
<p>（招集）</p> <p>第25条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時</p>	<p>（招集）</p> <p>第25条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>招集する。 第2項～第3項（条文省略）</p> <p>第26条～第32条（条文省略）</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第33条～第42条（条文省略）</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第43条～第50条（条文省略）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>（事業年度） 第51条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当） 第52条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>（中間配当） 第53条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</p> <p>第54条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>招集する。 第2項～第3項（現行どおり）</p> <p>第26条～第32条（現行どおり）</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第33条～第42条（現行どおり）</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第43条～第50条（現行どおり）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>（事業年度） 第51条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当） 第52条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>（中間配当） 第53条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</p> <p>第54条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（第14期事業年度の期間） 第1条 第51条の規定にかかわらず、第14期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月とする。</p> <p>（第13期事業年度の剰余金の配当の基準日） 第2条 第52条の規定にかかわらず、第13期事業年度の剰余金の配当の基準日は、2019年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(第14期事業年度の中間配当の基準日)</u> <u>第3条</u> <u>第53条の規定にかかわらず、第14期事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期間)</u> <u>第4条</u> <u>前三条および本条は、2019年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2019年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日

2019年6月25日（予定）

以 上